

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市不適正な事務執行等に係る
再発防止対策委員会
委員長 成原 嘉彦

契約事務の現状に係る全庁再点検について（報告書）

平成22年10月に岐阜競輪場内の施設修繕に関し契約事務の不適正な執行があることが判明し、「岐阜市不適正な事務執行等に係る再発防止対策委員会」において、その検証を行い、平成23年2月7日に最終の報告（「岐阜市不適正な事務執行等に係る再発防止対策委員会追加報告書」（岐阜競輪場内の施設修繕等に係る不適正な契約事務の執行等について）（以下「報告書」という。））を行いました。

報告書のⅤまとめ（1）再発防止策 においては、契約制度全体の適正化に向けた検討を行うこととし、契約事務手続全体の適正化を図るため、全庁的に契約事務の現状を再点検しつつ、入札や契約のあり方に関する十分な検討をすることが必要とされていたところです。

これを受け、市全体の修繕料に係る契約事務の現状を把握するため、見積書の徴取、業者の選定や、緊急随意契約制度など既存の制度の適用状況等の事項について、調査を実施したことから、その結果について、下記のとおり報告します。

記

1 調査の概要

(1) 調査対象等

① 対象機関

市の全ての機関

((2)調査内容①～⑤については、担当部局が調査対象修繕を自ら調査したもの)

② 調査対象

平成17年4月1日（緊急随意契約制度を適用した修繕については、同制度の運用を開始した平成17年5月1日）から平成23年3月31日までの間における次に掲げる修繕

ア 設計価格が7万円以上50万円以下の修繕で、次に掲げるもの

(ア) 見積り合わせを行った修繕

(イ) 一者随意契約を適用した修繕

イ 緊急随意契約制度を適用した修繕

③ 調査実施期間

平成23年3月11日から同年6月30日まで

(2) 調査内容

① 設計価格が7万円以上50万円以下の修繕のうち 見積り合わせを行った修繕に関する調査

ア 見積書の徴取方法の確認

設計価格が7万円以上の場合、原則として2者以上を指名して、見積書を徴取し、内容を精査の上、設計価格の範囲内で最低価格を提示した業者を契約の相手方として決定することとされている。

見積書の徴取が適正になされていたかを検証するため、支出負担行為書を起案した職員又は実際に見積書を徴取した職員に対し、当該見積書の徴取方法について次のいずれに該当するかの確認を行った。

- (1)… 受注業者に対し、相見積書の提出に関して一切依頼をしたことはなく、それぞれの業者に見積書の提出を依頼し、提出を受けた
- (2)… 受注業者に対し、相見積業者を指定して、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた
- (3)… 受注業者に対し、相見積業者の指定はしなかったが、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた
- (4)… その他（具体的内容を記載）

イ 一者随意契約制度及び緊急随意契約制度の適用の可否の確認

(7) 一者随意契約制度

修繕の内容から専門的知識若しくは経験を必要とするもの又は現場の状況に精通した者に依頼することが適当と推測できるもの等については、特定の者と随意契約を締結することができるものとされている。

調査対象の各修繕について、修繕の具体的内容を検証の上、一者随意契約が可能であったかの確認を行った。

(1) 緊急随意契約制度

緊急性があり、速やかに対応する必要がある修繕については、緊急随契事前処理シートを作成し、部長決裁を受けることにより、迅速かつ確実に対応できる1業者と契約することができるものとされている。

調査対象の修繕が緊急随意契約制度を適用することが可能なものであったか、各修繕の具体的内容を検証の上、確認を行った。

ウ 受注業者及び相見積業者が登録業者であることの確認

市が契約を行う業者の選定に当たっては、原則として入札参加資格者名簿登録業者から選ぶ必要があることから、各修繕の受注業者及び相見積業者がそれぞれ入札参加資格者名簿登録業者であったかの確認を行った。

② 設計価格が7万円以上50万円以下の修繕のうち
一者随意契約を適用した修繕に関する調査

ア 調査対象

設計価格が7万円以上50万円以下の修繕で、一者随意契約を適用したもの

イ 調査内容

一者随意契約の適用の実態を把握するため、同契約の適用がなされた修繕及びその随意契約理由について確認を行った。

③ 緊急随意契約制度を適用した修繕に関する調査

ア 調査対象

緊急随意契約制度を適用して修繕を実施したもの（平成17年5月から運用を開始した同制度の適用の実態について全体像を把握するため、設計価格が50万円を超える修繕を含め調査対象とした。）

イ 調査内容

緊急随意契約制度の適用がなされた修繕及びその緊急随意契約理由について確認を行った。

④ 設計価格が7万円以上50万円以下の修繕のうち
単価契約を適用した修繕に関する調査

ア 調査対象

単価契約を適用して修繕を実施したもの

イ 調査内容

単価契約の適用の実態を把握するため、同契約の適用がなされた修繕について確認を行った。

⑤ 緊急随意契約制度に対する職員の認識について

緊急随意契約制度が職員にどの程度周知されていたかを確認するため、①の「見積り合わせを行った修繕に関する調査」において、各修繕の担当職員に対し確認を行う際に、併せて緊急随意契約制度を知っていたかを調査した。

⑥ 現地確認調査

修繕の施工内容について確認するため、122件の支出負担行為書をサンプル抽出し現地調査を実施した。調査は、支出負担行為書に添付された修繕の見積書の内訳及び金額と、修繕が行われた現地の状況を、修繕に係る知識経験のある技術職員等の立会いのもと確認し、適正になされているかの概略的な評価を行った。

⑦ 各部局職員からの現行契約制度に関する意見

契約制度全体の適正化に向け、入札や契約のあり方に関する検討を行うに当たり、各部局の契約事務における実情に照らして、現行の契約制度に関し各部局に意見の提出を求めた。また、今回の調査において修繕件数が多かった12部局の調査取りまとめ担当者及び見積書を徴取した職員（25人）からも特に意見を聴取した。

2 調査結果

(1) 調査結果の概要

契約事務の現状に係る再点検調査の調査結果の概要は、次のとおりである。

なお、この調査結果には、平成23年2月7日に報告を行った行政部競輪事業課の修繕を含む。(※部局ごとの調査結果は、P12 参照)

修繕の内訳 (設計価格が7万円以上50万円以下の修繕) (件)

区分	合計	見積り合わせを行った修繕 [①]	一者随意契約を適用した修繕 [②]	緊急随意契約制度を適用した修繕 [③]	単価契約(注1)を適用した修繕 [④]	支出負担行為書が不明の修繕
H17	5,102	2,394	547	770	170	1,221
H18	5,090	3,090	519	745	730	6
H19	5,291	3,185	664	741	693	8
H20	4,913	2,756	449	1,050	641	17
H21	5,314	3,050	429	1,049	779	7
H22	5,149	2,729	424	1,204	786	6
計	30,859	17,204	3,032	5,559	3,799	1,265
割合(%)	100.0	55.8	9.8	18.0	12.3	4.1
適・不適		85%が不適正	適正	適正	適正	不明

注1) 単価契約には、複数業者と単価契約、協定等を締結している場合を含む。

注2) 表頭部の[①]から[④]は、5ページから7ページに記載の①から④を表す。

平成17年度から平成22年度までの設計価格が7万円以上50万円以下の修繕30,859件のうち、見積り合わせを行った修繕は17,204件、一者随意契約を適用した修繕は3,032件、緊急随意契約制度を適用した修繕は5,559件、単価契約を適用した修繕は3,799件で、一者随意契約、緊急随意契約制度、単価契約を適用した修繕は、適正に事務執行されていたが、見積り合わせを行った修繕については約85パーセントが不適正であった。

なお、調査の対象となる修繕料に係る支出負担行為書のうち、他の文書の廃棄の際に誤廃棄したものや紛失したものが1,265件存在することが判明した。

① 設計価格が7万円以上50万円以下の修繕のうち

見積り合わせを行った修繕の調査結果内訳

(※部局ごとの調査結果は、P13 参照)

ア 見積書の徴取の方法

(件)

区分	見積り合わせ修繕の合計	(1)	(2)	(3)	(4)
H17	2,394	305	0	2,088	1
H18	3,090	460	0	2,625	5
H19	3,185	412	0	2,768	5
H20	2,756	433	0	2,321	2
H21	3,050	291	0	2,759	0
H22	2,729	665	0	2,064	0
計	17,204	2,566	0	14,625	13
割合(%)	100.0	14.9	0.0	85.0	0.1
適・不適		適正	-	不適正	一部不適正

注1) 表頭部の(1)から(4)は、下記記載の(1)から(4)を表す。

平成17年度から平成22年度までの見積り合わせを行った修繕17,204件のうち、

- (1) 受注業者に対し、相見積書の提出に関して一切依頼をしたことはなく、それぞれの業者に見積書の提出を依頼し、提出を受けた修繕 2,566件
- (2) 受注業者に対し、相見積業者を指定して、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた修繕 0件
- (3) 受注業者に対し、相見積業者の指定はしなかったが、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた修繕 14,625件
- (4) その他(担当者の死亡により確認不能であった修繕6件、施設保守業者を介して見積書を徴取した修繕7件) 13件

であった。

調査の結果、見積書の徴取に関し適正な手続である(1)に該当する修繕が14.9パーセントにとどまり、不適正な手続である(3)及び(4)の一部に該当する修繕が約85パーセントを占めていることが確認された。なお、不適正な手続である(2)に該当する修繕はなかった。

イ 一者随意契約制度、緊急随意契約制度の適用が可能であった修繕

区分	見積り合わせ修繕の合計	一者・緊急随意契約適用可能の合計	一者随意契約制度適用可能	緊急随意契約制度適用可能
件数(件)	17,204	4,041	634	3,407
割合(%)	100.0	23.5	3.7	19.8

平成17年度から平成22年度までの見積り合わせを行った修繕17,204件のうち、一者随意契約の適用が可能であった修繕が634件、緊急随意契約制度の適用が可能であった修繕が3,407件、合計で4,041件あった。

この調査結果から、一者随意契約や緊急随意契約制度といった特別な理由があ

る場合を想定して設けられた制度が十分活用されていなかったことが確認された。

ウ 登録業者以外への発注及び見積依頼

区 分	見積り合わせ修繕の合計	発 注	見積依頼
件数(件)	17,204	576	1,303
割合(%)	100.0	3.3	7.6

平成 17 年度から平成 22 年度までの見積り合わせを行った修繕 17,204 件のうち、登録業者以外への発注及び見積依頼は、発注については 576 件で、全体の 3.3 パーセント、見積依頼については 1,303 件で、全体の 7.6 パーセントであった。

調査の結果、登録業者以外への発注及び見積依頼を行っている事例が存在することが確認された。業務の適正な履行の確保を図る観点から、登録業者から選定すべきであったと考えられる。

② 設計価格が 7 万円以上 50 万円以下の修繕のうち

一者随意契約を適用した修繕に関する調査結果

(※部局ごとの調査結果は、P12 参照)

一者随意契約を適用した修繕 (件)	3,032
-------------------	-------

平成 17 年度から平成 22 年度までの一者随意契約を行った修繕は 3,032 件であった。調査の結果、その主なものは、医療機器、特殊な設備等の修繕で、設備等を設置した業者と契約をしなければ、その使用に支障を生ずるおそれがあるものであり、岐阜市随意契約ガイドラインに沿って、適正に行われていることが確認された。

③ 緊急随意契約制度を適用した修繕に関する調査結果

(※部局ごとの調査結果は、P12 参照)

(件)

設計価格が 7 万円以上 50 万円以下の修繕	設計価格が 50 万円を超える修繕	合 計
5,559	160	5,719

緊急随意契約制度を適用した修繕は 5,719 件で、設計価格が 7 万円以上 50 万円以下の修繕は 5,559 件、設計価格が 50 万円を超える修繕は 160 件であった。

調査の結果、その主なものは、医療機器、配水管の漏水等の修繕で、速やかに契約をしなければ、その使用に支障を生ずるおそれがあるものであり、岐阜市随意契約ガイドラインに沿って、適正に行われていることが確認された。

④ 設計価格が 7 万円以上 50 万円以下の修繕のうち

単価契約を適用した修繕に関する調査結果

(※部局ごとの調査結果は、P12 参照)

単価契約を適用した修繕 (件)	3,799
-----------------	-------

平成17年度から平成22年度までの単価契約を行った修繕は3,799件であった。

調査の結果、その主なものは、道路修繕、街路灯修繕等であった。単価契約は、契約時に数量を確定できず、同種の修繕を反復、継続して行う場合に、その都度契約することは事務処理上煩雑であるため、修繕の内容、単位あたりの価格を定めているものであるが、各部局の単価契約について、適正に運用されていることを確認した。

⑤ 緊急随意契約制度に対する職員の認識に係る調査結果

区 分	見積り合わせを行った修繕の調査対象職員	うち、緊急随意契約制度を知らなかった職員
人数(人)	645	332
割合(%)		51.5

緊急随意契約制度に対する職員の認識については、見積り合わせを行った修繕の調査対象職員645人のうち、同制度を知らなかった職員は332人で、全体の51.5パーセントであった。

緊急随意契約制度は、緊急性のある修繕等の契約事務に対応する必要性から、緊急性の判断等を明確にするための随意契約ガイドラインを策定し、平成17年5月から運用を開始したものである。しかし、現実には、約半数の職員が緊急随意契約制度について認識しておらず、契約担当部局は各部局庶務担当職員へ毎年研修を行い周知を図っていたが、庶務担当職員から事業担当職員へ同制度の内容が十分に伝わらず、結果として、制度の周知が不十分であったと考えられる。

⑥ 現地確認調査結果

修繕の施工内容について、122件の支出負担行為書に添付された見積書の内訳及び金額の妥当性と、技術職員及び担当部局、行政部職員の立会いのもと修繕が行われた現地の状況を確認した。

調査の結果、経年劣化等により当該修繕箇所を確認できなかったものがあったが、その他の修繕については見積書に記載された内容の修繕が行われていたことが確認された。また、見積書の金額については、概ね妥当であることを確認した。

⑦ 各部局職員からの現行契約制度に関する意見

(主な意見)

- ・漏電やエアコンの故障等、施設修繕の内容により場所や原因が特定できないものについては、事前に調査を必要とすることもあり、当該施設管理保守業者と随意契約できることが望ましい。
- ・学校や公民館等の施設修繕は、件数が多く、同一内容のものも多い。また、市民や児童が利用するため速やかに施工する必要があることから、一者随意契約ができる金額（設計価格7万円未満）を見直すことが望ましい。

- ・公園の遊具など緊急に復旧しなければ、利用者の利便性や安全性を損なうような場合の修繕については、緊急随意契約の適用範囲を広げるよう検討する必要がある。
- ・緊急随意契約については、岐阜市随意契約ガイドラインに定められているが、具体例が土木工事に偏り、制度が十分に活用されていない。その他のものについても活用できるようガイドラインの充実が必要である。

3 法的問題点の整理

今回の事案における法的問題点について、次のとおり整理した。

(1) 官製談合防止法上の問題点（入札談合等関与行為等）について

- ・入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）第2条第5項では、入札談合等関与行為として、「談合の明示的な指示」（第1号）、「受注者に関する意向の表明」（第2号）など4つの類型を定めている。調査結果においては、見積り合わせを行った修繕全体の約85パーセントの修繕について、「受注業者に対し、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けたこと」が確認されている。これらの行為は、同法第2条第5項第1号の「談合の明示的な指示」や同項第2号の「受注者に関する意向の表明」に該当し、入札談合等関与行為と認められる可能性がある。
- ・官製談合防止法第8条では、入札等の公正を害すべき行為を行った職員を処罰の対象としている。上記の行為がこの規定に該当するか否かは、当該行為をした者に発注等に関する職務権限があるか否かにより判断することとなるが、事業担当職員には、その職務権限がないと考えられる。

(2) 官製談合防止法以外の法令上の問題点（地方自治法）について

- ・修繕において適正な手続が行われていた場合の契約金額が、(1)で述べた行為による実際の契約金額よりも安価となる場合には、市に損害が生ずることから、地方自治法上、職員の損害賠償責任が問題となる。各修繕の施工内容と金額の妥当性を、修繕に係る知識経験のある技術職員が確認する現地確認調査のサンプル調査を行った結果、実際の契約金額は概ね妥当であることが確認されており、市が被る実質的な財産的損害は生じているとは判断できず、職員の賠償責任を問う必要性は認められない。

(3) 刑事訴訟法上の問題点（告発の義務）について

- ・今回の事案においては、市の契約のルールを逸脱した手続が全庁的に修繕において行われていたことを確認しており、市民の信頼を損なうものであると認められるが、(2)で述べたように、市が被る実質的な財産的損害があるとは判断できず、また、事業担当職員が受注業者に他社の見積書を提出させた行為に至った主な動機としては、修繕工事が速やかに対応でき、現場をよく知っている

業者に依頼をするためというものであり、その行為が直ちに不当な目的により行われたものとは認められない。

- ・ 以上の状況を勘案すると、今回の事案において職員が行った行為は、官製談合防止法の罪に該当する可能性があるものの、犯罪が存在する蓋然性や違法性の度合いは高いものとはいえず、告発をすべきものとまではいえない。

4 再発防止に向けたこれまでの取組

報告書に掲げる「契約及び検査制度の見直し並びにチェック体制の強化」や「法令遵守及び契約・会計事務手続の周知徹底」等の再発防止策については、これまでに次に掲げる事項を実施し、今後においても適宜実施する。

(1) 契約及び検査制度の見直し並びにチェック体制の強化

- ・ 施設修繕に係る検査手続の徹底、緊急随意契約制度の周知徹底

請負契約の給付内容の検査職員と監督職員の分離並びに緊急随意契約制度の適用範囲及び検査体制について周知徹底するため、管理職研修や実務担当者研修を実施した。(平成23年7月、8月)

- ・ 業者からの通報制度

契約において、職員から業者に分割発注など不正な指示があった場合に、業者からの通報を受け付ける専用窓口を行政部行政課に設置し、専用の電話、FAX、メールアドレスを開設した。(平成23年4月)

(2) 法令遵守及び契約・会計事務手続の周知徹底

契約及び会計事務に関する研修を実施し、契約事務手続等に関するルールを管理職職員や実務を担当する職員に周知・徹底を図った。(平成23年6月～8月)

(3) 職員の意識改革、風通しのよい組織風土の確立

管理職職員や研修担当者に対し、職員間のコミュニケーションによる職場の活性化、組織の総合力の発揮のための職場管理、公務意識の徹底を図るための研修を実施した。また、職員の危機管理意識を高めるため、危機管理情報の共有化などを進めた。(平成23年8月)

5 再発防止に向けた今後の対応

(1) チェック体制の充実

契約事務手続全体の適正化を図るため、定期監査等において、契約事務全般にわたっての徹底的な監査の実施を監査委員に求めるとともに、修繕に係る適正な履行を確保するため検査制度を見直し、チェック体制の強化・充実を図る。

また、今回の調査では、ほとんどの部署において修繕に係る見積書の徴取

方法が不適正であることが確認された。このため、職員に反省を促すとともに、今後このことを二度と生じさせないよう、当分の間、今回の調査対象である7万円以上50万円以下の全ての修繕について、見積書が適正に徴取されたことを担当課長が再確認のうえ、毎月、岐阜市不適正な事務執行等に係る再発防止対策委員会事務局へ報告させることとする。

(2) 契約制度の見直しの検討

契約制度のあり方について、今回の調査結果を踏まえ、入札制度検討委員会で検討するほか、各部局の契約関係事務担当で構成される検討会議及び外部委員で組織する（仮称）契約制度検討委員会を設置し、年内を目途に見直し内容を決定する。

（検討項目）

- ・一者随意契約ができる金額（7万円）の妥当性について
（関係規定：岐阜市契約規則、岐阜市随意契約ガイドライン）
- ・一者随意契約の対象事例の見直しについて
（関係規定：岐阜市随意契約ガイドライン）
- ・緊急随意契約の対象事例の見直しについて
（関係規定：岐阜市随意契約ガイドライン）
- ・随意契約における設計価格の積算の省略について
（関係規定：岐阜市契約規則）

(3) 今回の事案についての責任の明確化

今回の調査で判明した不適正な契約事務の執行については、責任を明確にし、必要な措置をとるものとする。

修繕料(設計価格が7万円以上50万円以下の修繕)に関する調査結果 【平成17年度～平成22年度】

(単位:件)

部局名	見積り合わせを行った修繕	一者随意契約を適用した修繕	緊急随意契約制度を適用した修繕	単価契約を適用した修繕 ※	支出負担行為書が不明の修繕	合計
市長公室	2	0	0	0	0	2
企画部	1	0	0	0	0	1
財政部	2	7	0	0	0	9
行政部	607	126	0	0	0	733
市民参画部	214	6	0	0	0	220
商工観光部	240	113	0	0	0	353
農林部	1,452	96	1	24	0	1,573
市民生活部	41	28	0	0	0	69
福祉部	678	77	3	0	0	758
健康部	289	111	10	0	1	411
自然共生部	270	60	1	0	0	331
環境事業部	1,405	984	7	1	6	2,403
都市防災部	291	194	10	0	0	495
まちづくり推進部	1,038	28	0	379	3	1,448
都市建設部	748	116	1	41	124	1,030
基盤整備部	2,790	64	14	3,306	1,118	7,292
工事検査室	1	0	0	0	0	1
市民病院	948	561	559	0	0	2,068
薬科大学	465	4	0	0	0	469
女子短期大学	184	2	0	0	0	186
上下水道事業部	1,062	240	4,950	48	0	6,300
教育委員会	4,431	173	3	0	13	4,620
ぎふ清流国体推進部	4	1	0	0	0	5
柳津地域振興事務所	41	35	0	0	0	76
議会事務局	0	4	0	0	0	4
選挙管理委員会	0	2	0	0	0	2
計	17,204	3,032	5,559	3,799	1,265	30,859

※ 複数業者と単価契約、協定等を締結している場合を含む。

見積り合わせを行った修繕に関する調査結果 【平成17年度～平成22年度】

(単位:件)

部局名	見積り合わせを行った修繕	見積書の徴取の方法				一者随意契約の適用が可能であったもの	緊急随意契約制度の適用が可能であったもの	登録業者以外への見積依頼 ※	
		(1)	(2)	(3)	(4)			受注業者	相見積業者
市長公室	2	1	0	1	0	0	0	1	2
企画部	1	1	0	0	0	0	0	0	0
財政部	2	1	0	1	0	1	1	0	1
行政部	607	10	0	597	0	15	70	12	41
市民参画部	214	9	0	205	0	0	11	17	30
商工観光部	240	146	0	89	5	5	13	16	76
農林部	1,452	56	0	1,396	0	71	225	61	108
市民生活部	41	10	0	31	0	0	0	5	5
福祉部	678	229	0	449	0	0	16	0	34
健康部	289	15	0	267	7	43	25	1	3
自然共生部	270	6	0	264	0	57	189	2	7
環境事業部	1,405	39	0	1,366	0	172	62	0	143
都市防災部	291	117	0	174	0	4	174	49	48
まちづくり推進部	1,038	3	0	1,035	0	5	207	0	41
都市建設部	748	23	0	725	0	0	0	51	31
基盤整備部	2,790	447	0	2,343	0	0	2,057	0	12
工事検査室	1	1	0	0	0	0	0	1	1
市民病院	948	172	0	776	0	6	0	77	193
薬科大学	465	417	0	48	0	0	0	83	100
女子短期大学	184	114	0	70	0	0	0	0	3
上下水道事業部	1,062	693	0	369	0	242	38	1	24
教育委員会	4,431	48	0	4,382	1	12	319	199	388
ぎふ清流国体推進部	4	4	0	0	0	0	0	0	0
柳津地域振興事務所	41	4	0	37	0	1	0	0	12
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17,204	2,566	0	14,625	13	634	3,407	576	1,303

(1)…受注業者に対し、相見積書の提出に関して一切依頼をしたことはなく、それぞれの業者に見積書の提出を依頼し、提出を受けた。

(2)…受注業者に対し、相見積業者を指定して、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた。

(3)…受注業者に対し、相見積業者の指定はしなかったが、相見積書と受注業者の見積書を一緒に提出するよう依頼し、提出を受けた。

(4)…その他(担当者が死亡等により確認不能等)

※ 受注業者・相見積業者が未登録業者であった修繕の件数